

鳥取県医師国民健康保険組合同規約

第1章 総則

(目的)

第1条 この組合は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）に基づき、この組合の組合員及び被保険者の国民健康保険を行うことを目的とする。

(法令と規約の関連)

第2条 この組合の行う国民健康保険は、法令の定めるもののほか、この規約の定めるところによる。

(名称)

第3条 この組合は、鳥取県医師国民健康保険組合と称する。

(事務所の所在地)

第4条 組合は、主たる事務所を鳥取市戎町317番地に置く。

(地区)

第5条 組合は、別表に掲げる市町村の区域をその地区とする。

【別表】

組合地区とする市、町、村	
鳥取県	鳥取県内全市町村
島根県	松江市 安来市

(公告の方法)

第6条 組合の公告は、鳥取県医師会報に掲載して行う。

第2章 組合員

(組合員の範囲)

第7条 組合員は、鳥取県医師会会員である医師、並びに鳥取県医師会会員である医師が開設する医療施設又は福祉施設において医療又は福祉の業務に従事する者であつて、第5条に定める区域に住所を有する者とする。

2 組合員が、医療及び福祉の事業または業務に従事する者であることの判定基準は、別に定める。

(組合員の種別)

第7条の2 前条に定める組合員を、組合員と准組合員に区別する。

(1) 組合員は、鳥取県医師会会員である医師とする。

(2) 准組合員は、前項に定める医師を除く従業員とする。

(加入の申込)

第8条 組合に加入しようとする者は、氏名、住所、性別、生年月日、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5更に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）、職業、使用される事業所名及び法第6条各号に関する事項（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第1項第8号又は同条第2項ただし書の規定による承認に関する事項を含む。以下同じ。）並びに世帯に

属する者の氏名、性別、生年月日、個人番号、職業、使用される事業所名及び法第6条各号に関する事項を記載した書面をもって、その旨を組合に申込まなければならない。

2 前項の加入の申込みをした者は、理事が加入の申込みを受理した日に組合員となる。

3 前項の受理は、第1項の申込みをした日から30日以内にしなければならない。

(変更の届出)

第8条の2 第8条第1項に掲げる事項に変更があったときは、組合員は、変更後の事項を記載した書面をもって、その旨を組合に届け出なければならない。

(後期高齢者医療制度の適用を受けた組合員の届出)

第8条の3 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第50条に規定する被保険者となった組合員(以下「後期高齢組合員」という。)が、引き続き組合員となる場合には、その旨を組合に届け出なければならない。

2 前項に規定する組合員が、資格を喪失した場合には、その旨を組合に届け出なければならない。

(脱退)

第9条 組合員は、組合を脱退するには、1箇月以上の予告期間を設け、あらかじめ通知しなければならない。

(除名)

第10条 次の各号の一に該当する組合員は、理事会の議決によって、除名することができる。

(1) 正当な理由がないのに保険料の納付期日後6箇月を経過したにもかかわらず保険料を納付しないとき。

(2) 法の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は加入の申込みにあたって虚偽の事項を記載した申込書を提出したとき。

第3章 保険給付

(一部負担金)

第11条 保険医療機関又は保険薬局について被保険者が療養の給付を受ける際の一部負担金の額は、次に掲げるものとする。

(1) 6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後であって70歳に達する日の属する月以前である場合 10分の3

(2) 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である場合(以下「未就学児」という。) 10分の2

(3) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合(次号に掲げる場合を除く。) 10分の2

(4) 法第42条第1項第4号の規定が適用される者である場合 10分の3

(給付の制限)

第11条の2 組合員が自己の開設した保険医療機関(同一法人内の別事業所を含む)における組合員及び組合員の世帯に属する被保険者、准組合員及び准組合員の世帯に属する被保険者への療養に要した費用の給付(処方箋による薬剤の給付を含む)は原則行わない。

2 組合員が勤務する保険医療機関における組合員及び組合員の世帯に属する被保険者への療養に要した費用の給付(処方箋による薬剤の給付を含む)は原則行わない。

(出産育児一時金)

第12条 組合は、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の組合員及び准組合員に対し、出産育児一時金として488,000円を支給する。

ただし、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要であると認めるときは、別に定めるところにより、これに12,000円を上限として加算するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

(葬祭費)

第13条 組合は、被保険者が死亡した時、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として、次の額を支給する。

- | | |
|-----------|----------|
| 1 組合員 | 300,000円 |
| 2 准組合員 | 50,000円 |
| 3 組合員の家族 | 50,000円 |
| 4 准組合員の家族 | 20,000円 |

(傷病手当金)

第14条 組合は、被保険者である組合員が疾病又は負傷により入院したときは、傷病手当金として1日につき3,000円を支給する。

ただし、准組合員については、1日1,000円を支給するものとする。

- 2 傷病手当金の支給期間は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関しては、その支給をはじめた日から起算して180日をもって限度とする。
- 3 傷病手当金の受給資格は、被保険者である組合員の資格取得の日から6箇月を経過した後を生ずるものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、被保険者が第14条の2に規定する傷病手当金の支給を受けるときは、本条に規定する傷病手当金の支給は行わない。

(新型コロナウイルス感染症に罹患した被保険者等に係る傷病手当金)

第14条の2

組合は、被保険者が新型コロナウイルス感染症に罹患したとき、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われ労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務につくことを予定していた日について、傷病手当を支給する。

2 傷病手当金の額は、被保険者である組合員については、1日につき30,000円を支給する。

ただし、准組合員については、1日につき10,000円を支給するものとする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6箇月を超えないものとする。

附則

- 1 この規約は、公布の日から施行し、改正後の第14条の2の規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から別に定める日までの間に属する場合に適用することとする。

(その他の給付)

第15条 削除 (平成28年6月14日鳥取県知事認可、平成28年8月25日組合会承認)

第4章 保健事業

(保健事業)

第16条 組合は、組合員及び被保険者（この章において以下「被保険者等」という。）の健康の保持増進のため次に掲げる事業を行う。

- (1) 40歳以上の被保険者に対する特定健康診査
- (2) 40歳以上の被保険者に対する特定保健指導
- (3) 健康教育
- (4) 健康相談
- (5) 健康診査（第1号に掲げるものを除く。）
- (6) 生活習慣病その他の疾病の予防
- (7) 健康づくり
- (8) レクリエーション
- (9) その他被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業

第17条 前条に定めるもののほか、保健事業に関して必要な事項は、別に定める。

第18条 被保険者等でない者に第16条の保健事業を利用させる場合における利用料については、別に定める。

第5章 保険料

(保険料の賦課額)

第19条 組合員は、保険料として、次の区分による額の合算額を、毎月組合に納付しなければならない。

- (1) 組合員（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条に規定する被保険者である組合員（以下「後期高齢組合員」という。）を除く。）はイ、ロに掲げる合算額

イ 基礎賦課額	3,000円
ロ 後期高齢者支援金賦課額	5,500円

- (2) 准組合員はイ、ロに掲げる合算額

イ 基礎賦課額	10,000円
ロ 後期高齢者支援金賦課額	5,500円

- (3) 家族である被保険者はイ、ロに掲げる合算額

イ 基礎賦課額	5,500円
ロ 後期高齢者支援金賦課額	5,500円

- 2 組合員は、第1項に加えて賦課期日の属する年度の前年度における市町村民税所得課税標準額に1000分の20を乗じた所得割額を納付しなければならない。

- (1) 市町村民税所得課税標準額が5,000,000円以下は5,000,000円、40,000,000円以上は40,000,000円を限度額とする。

- (2) 年の中途に新規加入した組合員の市町村民税所得課税標準額は、開業日の属する年度を1年目として3年目終了までを5,000,000円とする。

- (3) 算出した所得割額算出額の1,000円未満の端数は切り捨てる。また、所得割額の月割額の100円未満の端数は、切り捨てる。

- 3 被保険者が介護保険法第9条第2号に規定する被保険者（以下「介護納付金賦課

被保険者」という。) となった場合は、第1項に加えて1人につき4,500円を納付しなければならない。

- 4 後期高齢組合員は、後期高齢者の保健事業に要する費用に充てるために算定した後期高齢者賦課額として1,000円を納付しなければならない。

(未就学児に係る子育て世帯の保険料軽減)

第19条の2 毎年11月30日時点において、未就学児である被保険者が属する組合員の世帯に対して、当該年度の12月以降に賦課する組合員の保険料より、組合員の世帯に属する未就学児である被保険者1人につき12,000円を軽減する。

(産前産後期間相当分の保険料軽減)

第19条の3 組合員の世帯に出産する予定の被保険者又は出産した被保険者がある場合、出産の予定日(出産日)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、三月前)から出産予定月の翌々月までの期間に係る保険料を軽減する。

(賦課期日)

第20条 保険料の賦課期日は、4月1日とする。

(納期)

第21条 保険料は、毎月末日までにこれを納付しなければならない。

(保険料の変更)

第22条 保険料の賦課期日後に、納付義務が発生した者がある場合又は組合員の世帯に属する被保険者数が増加した場合、若しくは組合員若しくは組合員の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった場合には、当該組合員に対して課する保険料の額は、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加し、若しくは組合員若しくは組合員の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった日の属する月から、月割をもって算定した第19条の額とする。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合又は世帯に属する被保険者数が減少した場合若しくは組合員若しくは組合員の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者でなくなった場合には、当該納付義務者に対して課する保険料の額は、その納付義務が消滅し、又は、被保険者数の減少があった日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅し、又は被保険者の減少があった場合においては、その消滅し、又は減少があった日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)若しくは組合員若しくは組合員の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者でなくなった日の属する月の前月まで、月割をもって算定した第19条の額とする。

(納額告知)

第23条 保険料の額が決定したときは、理事長はすみやかに、これを組合員に通知しなければならない。

(督促手数料)

第24条 保険料の督促手数料は、督促状1通について60円とする。

(延滞金)

第25条 納期限までに保険料を納入しない組合員があるときは、当該保険料の額に、その納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、当該金額が2,000円以上であるときは、当該金額(当該金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)につき年14.6%(当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3%)の割合を乗じて計算した延滞金(当該延滞金に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数全額又はその全額を切り捨てる。)を

加算して徴収する。

ただし、次に掲げる場合は延滞金を徴収しない。

- (1) 督促状の指定期日までに、保険料を納付したとき。
- (2) 次条の規定により、保険料の納付期限が延長されたとき。
- (3) その他特別の事由があると理事長が認めたとき。

(保険料納付期限の延長)

第26条 理事長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる全額を限度として、3箇月を超えない限度においてその納付期限の延長をすることができる。

- (1) 納付義務者がその資産について震災、風水害、落雷、火災若しくはこれに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき。
- (2) 納付義務者がその事業又は業務を休止したとき。
- (3) 納付義務者がその事業又は業務について甚大な損害を受けたとき。
- (4) 前各号に掲げる理由に類する理由があったとき。

(保険料の減免)

第27条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免する。

- (1) 災害等により生活が著しく困難となった者、又はこれに準ずると認められる者。

第6章 組合会

(組合会議員の定数)

第28条 組合会議員の定数は、30人とする。

(組合会議員の選挙並びに選挙区)

第29条 組合会議員は、各選挙区において選挙し、各選挙区における議員の数は、鳥取県医師会下部組織である地区医師会の組合員数に比例して算定する。

(選挙区) 東部 中部 西部

(任期)

第30条 組合会議員の任期は、4月1日から起算して2年とする。

ただし、補欠議員の任期は、その前任者の残任期間とし、議員の定数に異動を生じたため、あらたに選挙された議員の任期は、現任者の残任期間とする。

(組合会の議決事項)

第31条 組合会は、法第27条に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 特別積立金の繰替使用
- (2) 事業計画に関するもの
- (3) 法令遵守（コンプライアンス）体制の整備に関する基本方針の策定及び変更

(組合会の種類)

第32条 組合会は、通常組合会及び臨時組合会とする。

(組合会の招集日)

第33条 通常組合会は、毎年2回理事会の議決により、招集しなければならない。

第34条 臨時組合会は、必要に応じ理事会の議決により、いつでも招集することができる。

(組合会の招集手続)

第35条 組合会の招集は、会日の1週間前までに会議の目的たる事項及び内容、日時、場所等を明示した書面を組合会議員の住所にあてて送付して行うものとする。

(緊急決議)

第36条 組合会においては、出席した議員の3分の2以上の同意を得たときに限り、あらかじめ

め通知のあった事項以外の事項についても議決することができる。

ただし、法第27条第1項に掲げる事項については、この限りでない。

(組合会議長・副議長)

第37条 組合会議長及び副議長は、組合会議員の選挙後、最初に開かれる組合会において互選する。

2 議長及び副議長の任期は、組合会議員の任期による。

(組合会の議事録)

策38条 組合会の議事については議事録を作成し、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した組合会議員2名が署名しなければならない。

第7章 役員及び職員

(理事の定数)

第39条 理事の定数は、10名とする。

2 監事の定数は、2名とする。

(理事長)

第40条 理事のうち1名を理事長とし、理事がこれを互選する。

2 理事長は、組合の業務を総理する。

(副理事長)

第41条 理事のうち1名を副理事長として、理事がこれを互選する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。

(常務理事)

第42条 理事のうち1名を常務理事とし、理事がこれを互選する。

2 常務理事は、常時、組合を掌理し、理事長及び副理事長ともに事故あるときは、その職務を代行する。

第42条の2 理事のうち1名を法令遵守(コンプライアンス)担当理事とし、理事がこれを互選する。

2 法令遵守(コンプライアンス)担当理事は、理事長を補佐し、法令遵守(コンプライアンス)に関する組合の業務を行う。

(役員の任期)

第43条 理事及び監事の任期は、2年とする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、辞任した場合及び任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、なお、従前の職務を行うものとする。

(役員の選挙)

第44条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、3箇月以内に、補充しなければならない。

2 顧問は、組合会の議決を経て、理事長が委嘱する。顧問の任期は、理事長の任期による。

(理事の職務)

第45条 理事は法令、規約及び組合会の決議を尊重し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 理事は、理事会の承認を受けた場合に限り、組合と契約することができる。

3 理事は、組合会の決議により禁止されないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(監事の兼職の禁止)

第46条 監事は、組合の理事又は職員と兼ねてはならない。

(監事の職務)

第47条 監事は、いつでも会計に関する帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事に対し会計に関する報告を求めることができる。

2 監事は、その職務を行うために特に必要があるときは、この組合の業務及び財産の状況を監査することができる。

(報酬及び費用弁償)

第48条 役員には報酬を支給し、費用を弁償することができる。

2 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、別にこれを定める。

(役員解任)

第49条 組合員は、総組合員の5分の1以上の連署をもって、解任の理由を記載した書面を理事長に提出して、役員解任を請求することができる。

2 前項の規定による解任の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。ただし、法令又はこの規約に違反したことを理由として、解任を請求するときは、この限りでない。

3 第1項の規定による解任の請求があったときは、理事長はその請求を組合会の議に付し、かつ、組合会の会日から1週間前までにその請求に係る役員に第1項の書面を送付し、かつ、組合会において弁明する機会を与えなければならない。

4 第1項の規定による解任の請求について、組合会において組合会議員の半数以上が出席し、その過半数の同意があったときは、その請求に係る役員はその職を失う。

(職員)

第50条 この組合に、次に掲げる職員を置く。

(1) 事務長 1名

(2) 職員 若干名

2 事務長は、理事会の同意を得て、理事長が任免する。

3 事務長は、職員を統轄し、理事会の決定に従い、この組合の事務を誠実に執行しなければならない。

4 職員は、理事長が任免する。

5 職員の給与は、理事長が定める。

第8章 理事会

(理事会の招集)

第51条 理事会は必要に応じ、理事長が招集し、理事長がその議長となる。

2 理事会の招集は、会日の1週間前までに、会議の目的たる事項及び内容、日時、場所等を明示した書面を各理事に送付して行うものとする。ただし、急務を要する場合は、この限りでない。

(理事会の決定事項)

第52条 理事会においては、次に掲げる事項について決定する。

(1) 組合会の招集及び組合会に提出する議案

(2) 組合業務運営の具体的方針の決定

(3) 業務執行に関する事項で理事会において必要と認めた事項

(4) その他この規約に定める事項

(理事会の議事)

第53条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知を受けた会議の目的につい

て、書面により、理事会の議事に加わることができる。

- 3 前項の規定により、賛否の意見を明らかにした書面により議事に加わる理事は、出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

- 第54条 理事会の議事については、議事録を作成し、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した理事2名が署名しなければならない。

第9章 業務の執行及び会計

(規約その他書類の備付及び閲覧)

- 第55条 理事は、規約及び組合会の議事録を事務所に備えて置かなければならない。

- 2 組合員はいつでも、理事に対し、前項の書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事は正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(経費の支弁)

- 第56条 組合の経費は、次の各号に掲げるものをもって支弁するものとする。

- (1) 保険料並びに使用料及び手数料
- (2) 負担金及び補助金
- (3) 寄付金その他の収入

(特別会計)

- 第57条 この組合は、組合会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

- 2 特別会計に関して必要な事項は、別にこれを定める。

(財産の管理)

- 第58条 この組合の財産の管理は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 有価証券は、確実なる金融機関に保護預けとし、又は理事会の議決を経て定めた方法によること。
- (2) 積立金は、金融機関に預け入れ、又は理事会の議決を経て定めた方法によること。
- (3) 現金は、金融機関に預け入れること。
- (4) 前各号以外の財産の管理は、組合会の議決を経て定めた方法によること。

(別途準備金の積立)

- 第58条の2 国民健康保険法施行令第20条第2項の規定に基づき、毎年度において収入支出の決算上剰余を生じたときは、組合会の議決により、給付費等支払準備金以外の別途準備金を積み立てることができる。

(決算関係書類の提出、備付及び閲覧)

- 第59条 理事は、通常組合会の会日の1週間前までに、事業報告書、財産目録及び収支決算書を監事に提出し、かつ、これらの書類を主たる事務所に備えておかなければならない。

- 2 理事は、監事の意見を添えて前項の書類を通常組合会に提出し、その承認を求めなければならない。

- 3 組合員は、いつでも、理事長に対し、第1項の書類の閲覧を求めることができる。

この場合には、理事長は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

- 第60条 組合員は、総組合員の3分の1以上の同意を得て、いつでも、理事に対し、会計に関する帳簿及び書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

第10章 雑 則

(規則及び規程)

第61条 この規約に定めるもののほか、この規約の施行に関して必要な事項は、理事会の議決により、規則又は規程をもって別にこれを定める。

第11章 罰 則

第62条 組合は、組合員が法第22条の規定において準用する法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は法第22条の規定において準用する法第9条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、100,000円以下の過怠金を課する。

第63条 組合は、組合員又は組合員であった者が正当な理由なしに、法第113条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、100,000円以下の過怠金を課する。

第64条 組合は、偽りその他不正の行為により保険料、一部負担金及びこの規約に規定する過料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免がれた金額の5倍に相当する金額以下の過怠金を課する。

第65条 前3条の過怠金の額は、情状により理事長が定める。

第66条 第62条から第64条までの過怠金を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発行の日から起算して10日以上を経過した日とする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、昭和34年4月1日から試行する。

(規約の廃止)

2 鳥取県医師特別国民健康保健組合（昭和32年11月1日）は廃止する。

(役員等に関する経過規定)

3 この規約施行の際現に理事、監事及び組合会議員である者は、それぞれ、この規約の規定により選任されたものとみなす。

ただし、その任期は、従前の例によるものとし、旧規約の規定により選任された日から起算するものとする。

(組合員に関する経過規定)

4 この規約施行の際現に組合員である者は、この規約の規定により加入したものとみなす。

附 則

1 この規約は、昭和35年4月1日から施行する。

附 則

1 この規約は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則

1 この規約は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則

1 この規約は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則

1 この規約は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則

1 この規約は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、昭和53年4月1日から施行する。

- 2 この規約による改定後の鳥取県医師国民健康保険組合格約（以下「新規約」という。）第12条第2項の規定は、この規約の施行の日から6月を経過した日以降の出産から適用し、新規約第22条は、この規約の施行の日以降の保険料の納付義務の発生若しくは消滅又は被保険者数の増加若しくは減少に係る保険料の額の変更から適用する。

附 則

- 1 この規約は、昭和53年11月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、昭和56年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、昭和58年2月20日から施行し、昭和58年2月1日から適用する。
- 2 この規約による改正後の鳥取県医師国民健康保険組合格約第62条及び第63条の規定は、昭和58年2月1日以降の行為から適用し、同日前の行為に対する罰則の準用については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この規約は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、昭和60年4月1日から施行する。

- 2 この規約による改正後の鳥取県医師国民健康保険組合格約第22条第2項は、この規約の施行の日以降の保険料の納付義務の消滅又は被保険者数の減少に係る保険料の変更から適用する。

附 則

- 1 この規約は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成3年4月1日から施行する。

ただし、第15条の2第2項の改正については、平成3年10月1日から適用する。

附 則

- 1 この規約は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 この規約による改正後の鳥取県医師国民健康保険組合規約第12条第1項の規定は、この規約の施行の日以降の出産から適用する。

附 則

- 1 この規約は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この規約による改正後の鳥取県医師国民健康保険組合規約第12条第1項の規定は、この規約の施行の日以降の出産から適用する。

附 則

- 1 この規約は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 出産の日が施行日前である被保険者及び被保険者であったものの育児にかかる給付については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この規約は、平成9年9月1日から施行する。
- 2 この規約の改正後の第8条、第12条第2項、第19条第1項第3号及び第57条の2の規定は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成11年8月7日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規約による改正後の鳥取県医師国民健康保険組合規約（以下「新規約」という。）第19条の規定は、平成12年度以後の保険料について適用し、平成11年度以前の保険料については、なお従前の例による。
- 3 新規約第62条の規定は、この規約の施行日前にした行為及び介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第37条において従前の例によることとされる場合におけるこの規約の施行日後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 4 新規約第63条の規定は、この規約の施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この規約は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この規約による改正後の鳥取県医師国民健康保険組合規約（以下「新規約」という。）第19条の規定は、平成14年度以後の保険料について適用し、平成13年度以前の保険料については、なお従前の例による。
- 1 この規約は、平成14年8月31日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 出産の日が施行日前である被保険者及び被保険者であったものに係る給付については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成21年1月1日から施行する。

2 施行日前に出産した被保険者に係る国民健康保険組合規約第12条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

附 則

1 この規約は、平成21年4月1日から施行する。

(延滞金の割合の特例)

第25条に規定する延滞金の年7.3%の割合は、当分の間、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3%の割合に満たないときは、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1%未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

附 則

1 この規約は、平成23年4月1日から施行する。

2 施行日前に出産した被保険者に係る国民健康保険組合規約第12条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

附 則

1 この規約は、平成23年9月2日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成25年3月23日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成27年1月1日から施行する。

2 施行日前に出産した被保険者に係る国民健康保険組合規約第12条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

附 則

1 この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成28年1月1日から施行する。

2 この規約の施行日前にこの規約による改正前の鳥取県医師国民健康保険組合規約第8条第1項の規定によりされている加入の申込は、この規約による改正後の鳥取県医師国民健康保険組合規約第8条第1項の規定によりされた加入の申込とみなす。

附 則

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、令和4年7月28日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 施行日前に出産した被保険者に係る国民健康保険組合規約第12条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規約は、令和5年7月27日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、令和6年1月1日から施行する。

鳥取県医師国民健康保険組合「組合員資格に関する判定基準」

平成25年3月23日制定

「組合員資格に関する判定基準」を次のように定める。

(目的)

第1条 この基準は、鳥取県医師国民健康保険組合（以下「組合」という。）規約第7条第2項の規定に基づき、当組合の組合員が従事する医療・福祉の事業又は業務の種類を定めることを目的とする。

(組合員の資格)

第2条 組合員は、次のものとする。

- (1) 医療機関又は福祉施設の開設者又は管理者
- (2) 医療機関又は福祉施設に勤務する医師
- (3) 組合員が開設又は管理する医療機関等の従業員
- (4) 上記(1)及び(2)に該当しないが、医師の国家資格を有する専門職としての次の事業又は業務に携わる者（非常勤勤務者を含む。）
 - ① 医師等を育成する教育機関等の教師（講師）
 - ② 審査支払機関における診療報酬明細書等の審査に携わる者
 - ③ 学校医、産業医、警察医、検案業務に携わる者
 - ④ 検査・健診業務に携わる者及び救急科専門医の認定を受け、救急救命の業務に携わる者
 - ⑤ 研究機関等において医学・医療・福祉に関する調査・研究を行う者
 - ⑥ 医師会・国民健康保険組合等、その他医療関係機関の役員、委員及び議員等
 - ⑦ その他医師会等の事業又は業務に携わる者

(資格確認)

第3条 組合は、組合員が前条に該当する事業又は業務に従事している者であることの資格確認を行うものとする。

附 則 この基準は、平成25年3月23日から施行する。

組合員資格の確認調査に関する要綱

平成25年3月23日制定

平成29年2月23日改定

(資格確認調査)

- 第1 鳥取県医師国民健康保険組合（以下「組合」という。）は、組合員が加入した後において、組合員資格の確認調査を行うものとする。
- 2 加入後の組合員の資格を確認する事項は、次の事項とする。
- ① 組合員が、組合同約第5条に定める地区内に住所を有すること
 - ② 組合員が、組合員資格に関する判定基準（平成25年3月23日制定）に定める事業又は業務に従事していること
 - ③ 組合員が、健康保険等その他の医療保険の適用を受けるべき者であること
 - ④ 組合員が、他の医療保険の法律の適用を受ける者である場合、当該医療保険制度から適用除外承認を受けている者であること
- 3 前項の資格の確認は、公的な機関が発行する証明書類等、客観的な証拠となる書類の徴収又は実地調査、面談、電話等により確認を行う。
- 4 資格確認の調査は、3年に1回行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、この限りではない。

(資格喪失の手続き)

- 第2 組合は、組合員の資格確認の調査を行った後、組合員資格がないと判明したときは、規約に基づいて、当該組合員の資格を喪失させなくてはならない。

(報告)

- 第3 組合は、資格確認の調査を行った場合には、その結果を理事会に報告するものとする。

(その他)

- 第4 その他、この調査を実施するために必要な事項がある場合には、その都度定める。

附 則

この要綱は、平成25年3月23日から施行する。

この要綱は、平成29年2月23日から施行する。

鳥取県医師国民健康保険組合 自家診療における給付の制限に関する取扱要領

令和5年7月27日制定

この取扱要領は、鳥取県医師国民健康保険組合（以下、「組合」という。）規約第11条の2に基づき、自家診療における給付の制限に関する取扱い基準を定めたものである。

自家診療として給付を制限する取扱い基準は次のとおりとし、原則容認しないこととするが、緊急でやむを得ない事由により自家診療を行った場合は、組合へ承認許可を申請することができる。許可申請は、様式「自家診療承認申請書」を当組合事務局へ速やかに申請するものとし、その結果は、理事会等で認否を協議の上、申請者へ決定結果を通知するものとする。

【医師組合員（開業医）の基準】

- (1) 医師組合員（開業医）が開設する保険医療機関において、組合の被保険者（家族及び准組合員、准組合員の家族）に対して療養（処方箋による保険薬局の調剤を含む）を行ったとき。
- (2) 同一保険医療機関（分院を含む）において、他の医師が、当該医師組合員（開業医）及び組合の被保険者（家族及び准組合員、准組合員の家族）に対して療養を行ったとき。
- (3) 医師組合員同士が家族関係にあり別の保険医療機関を開設している場合は、自家診療には当たらないものとする（常識の範囲内で適切な受診を求める）。

【医師組合員（勤務医）の基準】

- (4) 医師組合員（勤務医）が勤務する主たる保険医療機関（担当診療科等は問わない）において、医師組合員（勤務医）がその世帯に属する被保険者（家族）に対して療養（処方箋による保険薬局の調剤を含む）を行ったとき。
- (5) 医師組合員（勤務医）が勤務する主たる保険医療機関（担当診療科等は問わない）で療養（処方箋による保険薬局の調剤を含む）を受けたとき。
- (6) 医師組合員（勤務医）が勤務する主たる医療機関（担当診療科等は問わない）で他の医師が、当該医師組合員（勤務医）の世帯に属する被保険者（家族）に対して療養を行ったとき。

附 則 この取扱要領は、令和5年7月27日から施行する。